

2023年9月26日

7月、名古屋地裁で実家の庭に生後間もない乳児の遺体を埋めたとして死体遺棄罪に問われた女性の判決がありました。女性は風俗店に勤務。判決は「風俗店で十分な避妊もせず客と性交し、妊娠に気づかず、出産後周囲に相談することもないまま遺体を遺棄した経緯に鑑みると、短絡的な行動と指摘せざるをえず、経緯や動機にくむべきものがあるとはいえない」として執行猶予付きの有罪判決を言い渡しました。女性にくむべき事情はなかったのでしょうか。

日本では今も孤立出産し、死産した子を遺棄したとして女性が罪に問われる事件が絶えません。

パリを拠点に、子ども家庭福祉を研究する安發（あわ）明子さん（42）は、問題の根底には「売春せざるをえない、誰にも助けを求められない人が追い詰められてしまう制度の欠陥とそうした人々への無理解。妊娠させた男性や買春した男性の責任は問わず、女性の自己責任に帰する人々の意識の不均衡が問題だ」と指摘します。日本とは視点が異なるフランスの女性や子どもをめぐる政策について聞きました。

売春せざるをえない人は「被害者」という視点

——判決をどう思いましたか。

裁判官のなかには「どうせ売春婦の問題なんだろう」という意識があると思いました。フランスでは売春せざるをえない状況にある人は被害者とみなし、守られなければならない存在です。特に未成年は保護の対象となり児童相談所が対応します。各県には未成年売春被害のケアを専門とする機関があり、被害者を見つけるためにネット上や夜の町を巡回したり、話しかけやトラウマのケアをしたりします。売春の状況にある未成年はすべてトラウマを抱えていることが分かっています。

フランスの社会福祉の土台には「誰もが常に考えうる限り最善の選択をしている」という考えがあります。

最初から1人で誰にも相談せず出産したい女性はいません。なぜ彼女が風俗店で働かなければならなかったのか。なぜ助けを求められなかったのか。個人の問題ではなく社会問題であり、制度の欠陥の表れです。「短絡的」と個人のせいにはせず、安全に生活する方法、助けを求められる方法を再構築しないと同じような不幸はまた起きます。

——なぜフランスでは売春の現場にいる人を保護の対象とするのでしょうか。

売春する人の多くは、不安定な生活状況や愛情、適した教育の欠如、性暴力や家族との断絶などを経験していることが明らかになっているからです。暴力被害経験のある男女は性生活に入る年齢が早まること、女性は早く初産を迎えることもわかっています。

トラウマから逃れるための選択

売春をすると経済的自立が果たせたり、加害者から褒め言葉をかけられたりすることで、特に自尊心の大きな傷つきを経験している場合などは無価値だと思っていた自分にも価値があると感じられたりするため、被害を被害と認識できない場合も多いのですが、実際は心身ともに危険にさらされています。トラウマの苦しさから逃れるためにとる選択だということもわかっています。

日本では、家庭内で不適切な扱いを受けている未成年や暴力の被害者が希望してもスムーズにシェルターや安全に暮らせる場所に移れるとは限りません。その結果、性産業に吸い込まれていっている状況があります。未成年や暴力被害者たちが逃げることができる方策にもっと力を入れるべきだと思います。

——日本では買う側の男性について、なぜ買春するのかを問う報道は少なく、若年女性の売春を「パパ活」と呼ぶなど、女性の能動性にばかり注目が集まります。

妊娠は女性だけではできないのに、日本では望まない妊娠や出産のリスクを女性だけが負わされ、男性は匿名のまま責任を追及されることがありません。妊娠葛藤の状況にいる女性の子の父は匿名であることが多くあります。男性は内密のままなのに女性の内密は受け入れがたいという対等ではない認識があります。

出頭や検査を拒めば「父親」決定

フランスでは出産すると、女性も男性と同じように自分の子として認知するかどうかを選択できます。男性も女性も認知しない場合は「国の子」として出生証明書がつくれ、養親に迎えられます。

女性は父親と思われる男性が認知することを裁判所に求めることができます。男性が裁判所の出頭要請や DNA 検査に応じなかった場合には、強制的に父親だと決定され、養育費の支払い義務が生じます。拒否しても、社会保障を担当する部署が母親の代わりに請求、雇用主に手続きし、子どもが 18 歳になるまで給与から天引きされます。

——裁判でも女性を妊娠させた男性の責任については問われませんでした。売春せざるをえなかった状況がある、相談できない社会保障体制への指摘もありませんでした。

日本の売春防止法のあり方も理由のひとつだと思います。日本では法律で買春は禁じられているにもかかわらず、女性が成人の場合、買春する側が罰せられることはありません。フランスでは厳罰が科されます。成人を買春した場合は罰金 20 万～51 万円（1 ユーロ=146 円で換算）、組織的にあっせんした場合は 20 年の刑期と 4 億円の罰金。15 歳未満を買春した場合には最高で 7 年、罰金 1400 万円が課されます。罰金は国による一括徴収で、払えなかった分は借金になり、返済が終わるまで収入から天引きされ続けます。また、亡くなったときには、国が第一相続人となり、残りの罰金を徴収します。

日本は保護する、被害者を出さないようにする仕組みが十分ではない。児童買春・児童ポルノ禁止法によれば、未成年を仕事としてあつせんしても、最高で懲役 7 年、罰金 1 千万円。フランスと比べると大きな違いです。

全国の病院で「匿名出産」受け入れ

——フランスでは女性をどのようにして守っているのでしょうか。

保健所の下部組織である「家族計画センター」は 13 歳から避妊薬を無料で処方します。人口 215 万人のパリに 25 カ所の性に関する相談センターがあります。無料、匿名で、恋愛やパートナーの暴力、家族、カップル間の悩みも相談できます。また相談に来るのを待つのではなく、性売買の現場を訪ねることもしています。性をきっかけに被害に気づき、ケアにつなげる機会にしているのです。即日シェルターにつなぐこともしています。

性教育も大切です。フランスは性に関する情報を検索すると、誤った情報に触れることがないように、国の性情報ホームページがまっさきに出てくるようになっています。

また全国どこの病院でも、誰にも身元を明かさずに出産できる「匿名出産」ができます。

——フランスの匿名出産とはどんな制度ですか？

公立、私立を問わず、全国どこの病院でも受け入れなければならないルールになっています。人口 6800 万人のフランスで、おおむね毎年 600 人の女性がこの制度を利用して出産しています。

フランスでは 1793 年から匿名出産に取り組んでおり、現在は法制化されています。子を育てることを希望しなくても、安全に合法的に出産することを保障するのが公衆衛生であるという考えが基本にあります。

避妊も出産も無料、妊娠初期の面談を義務化

フランスは避妊、中絶、健診、出産にまつわる費用は基本的に無料、大学や大学院も学費はほぼ無料なので経済的な理由から選ぶ人はほとんどいません。パートナーとの関係や、母親が子ども時代に経験した暴力や虐待で誰にも相談できない状況に追い込まれている人が多いです。

出産時は匿名ですが、母親の多くが、カウンセラーの支援を受けながら、自身の国籍や年齢などの情報を残します。子の出自を知る権利を保障するためです。

これらの個人情報には国の機関が管理し、照会に応じますが、実際に問い合わせをするのは匿名出産で生まれた子の5%程度です。

——日本では熊本市の慈恵病院が、誰にも相談できないという女性のために全国で唯一、病院の担当者にだけ身元を明かして出産する「内密出産」に取り組み、これまでに14人（23年8月現在）が生まれましたが、法的な根拠はありません。

フランスでは妊娠初期に社会面、心理面で支援が必要ないか、面談することが義務化されています。妊娠に葛藤を抱えた女性のための相談機関もあります。それでも毎年、出生数の0.08%が匿名出産で生まれます。日本でも必要としている人はもっといると思われます。

すべての子どもが幸せに育つために

——日本は今後どうしていくべきだと思いますか？

悩みや困りごとは個人的なものではなく、制度や政治からくるものです。いま内密出産で生まれた子たちの出自を知る権利を保障することについて、熊本市と慈恵病院が設置した検討会で今年7月から議論が始まっています。私も委員の一人として参加していますが、命を守る方法が十分でないままで、なぜ出自の話をしているのか。欧州人権裁判所は「生命が守られる権利は出自を知る権利より重い」と判断しています。しかも日本はこれまで社会的養護の子や生殖補助医療で生まれた子の出自を知る権利について十分大事にできていま

せん。まずは誰もが医療機関で安全に産むことができるようになることが一刻も早く実現してほしいです。

フランスも日本も目指すべきところは一緒だと思います。どこでどんな状況で生まれても福祉が行き届き、すべての子どもが幸せに育つ社会になってほしいと思います。（聞き手・大貫聡子）



あわ・あきこ 1981年、鹿児島県生まれ。大学時代から日本とスイスの児童養護施設でボランティア経験や調査を重ねる。一橋大学卒業後、首都圏の市役所職員として生活保護を担当。2011年に渡仏し、パリを拠点に社会福祉政策を研究、日本に向けて発信している。熊本市と慈恵病院が共同設置する「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」委員。著書に『一人ひとりに届ける福祉が支えるフランスの子どもの育ちと家族』（かもがわ出版）など。